

## 回答書

2019年4月26日

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

トヨタ自動車株式会社  
モビリティサービス事業部

2018年8月2日付けで弊社フランチャイズ加盟店宛にいただいた申入書について、以下に回答いたします。弊社は一般社団法人全国レンタカー協会加盟法人であり、約款構成は同協会の標準貸渡約款に準拠した内容で作成しております。

なお、修正約款の施行は、全国レンタカー協会の施行時期である2019年6月以降の対応を予定しております。

### 1) 「運転者」に関する定めについて

指摘の通り、貸渡契約書に署名するのは、「借受人」であり「運転者」ではないため、下記条文については、「運転者」を削除し、貸渡契約の義務を負うのは「借受人」とします。なお、約款改定の主旨に当たる内容を総則として明記します。

#### 第1条 第3項

借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款及び細則中の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守させるものとします。

#### 第7条 第2項

第1条3項と同内容のため削除

#### 第17条 第5項

#### 第29条 第2項、第6項

#### 第30条 第1項、第3項

#### 第31条 第1項、第2項、第3項、第4項

「運転者」を削除

### 2) 約款第17条第5項(2)にいう別な定めについて

弊社ホームページ、トップページの「トヨタレンタカーのご案内」を押下していただくと、レンタカーの利用方法についてのご案内ページに推移します。利用シーンにあわせてご案内を記載しておりますが、その中の、「ご使用時に」のコンテンツの中に、「違法駐車について」の項があります。さらにこちらを押下していただくと、駐車時のお願いとあわせ「違反処理をしていただけなかった場合」という箇所にて本件に関するご案内をしております。また店頭で配布している「ご利用のしおり」にも記載しております。

### 3) 約款第21条第2項について

現行の約款は、レンタカー返却後の遺失物の有無についてのトラブル防止のために規定したものであり、

遺失物については、一般の法令に従い適切に対処しております。遺失物の即時処分などを意図しておりませんので、保管に関する記述は削除します。

4) 約款第 29 条第 6 項について

以下の通り修正します。

借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。但し、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

5) 約款第 30 条第 1 項について

以下の通り修正します。

借受人は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、借受人及び運転者が無過失又は当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

6) 約款第 30 条第 2 項について

第 30 条第 1 項も踏まえ以下の通り修正します。

前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。但し、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。

7) 約款 32 条について

借受人の不利益が大きいとの指摘を踏まえつつ、貸渡側に発生した損害の回復も規定し、衡平を図るべく以下の通り修正します。

当社は、借受人が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金は、契約解除による損害賠償に充当し借受人に返還しないものとします。

以上